



次期役員改選に関するお知らせ

令和4年5月に予定している第40期通常総代会をもって、役員（理事・監事）の任期が満了します。つきましては、役員改選に関する事項について以下のとおりお知らせします。

1. 役員の定数について

定款附属書役員選任規程により、理事は、10人以上11人以内（うち認定農業者等1人以上、実務経験者1人以上）、監事は、3人以上4人以内（うち員外監事1人、実務経験者1人、ただし、員外監事と実務経験者は兼ねることができる。）となっています。

2. 理事構成要件について

農協法第30条第12項では、原則として理事の定数の過半数を「認定農業者」及び「農畜産物の販売その他の当該農業協同組合が行なう事業、又は法人の経営に関し実践的な能力を有する者」とし、さらにその理事の年齢及び性別に著しい偏りが生じないように配慮することが規定されています。なお、要件は、理事の選任時のみに求められるものではなく、就任期間を通じて要件を充足していることが必要となります。

3. 例外要件の適用について

農協法においては、認定農業者と実践的能力者で理事の定数の過半数を満たさなければならない原則要件とその地区内において認定農業者が少ない場合には、農協法施行規則で規定された例外要件①から④のいずれかを適用することができます。

当組合管内の認定農業者数は、20人（令和3年6月29日現在）で、そのうち正組合員数は8人となっています。

当組合は、理事定数が11人であることから理事定数の10倍（110人）を下回るため、例外要件②を引き続き、適用することとします。

例外要件②	正組合員の認定農業者数が理事定数の10倍を下回る場合 理事の過半を、認定農業者、認定農業者に準ずる者、実践的能力者で構成する。
-------	--

4. 認定農業者について

農業経営を営む（または営もうとする）者が、自ら農業経営改善計画書を作成し、市町村からその計画の認定を受けた者をいいます。

5. 認定農業者に準ずる者等について

（1）農協法施行規則第76条の2第1項で規定された認定農業者に準ずる者

- 認定農業者であった者 ●認定農業者が行う農業に参画する親族 ●「人・農地プラン」に位置づけられた農業者
- 認定就農者 ●農業経営士 ●市町村の基本構想水準を達成しているが認定農業者として認定されていない者
- 当組合の正組合員が農作物の種類等ごとに構成する組織の代表者（農業の振興を目的とするものに限る）

（2）当組合が定めた認定農業者に準ずる者等

- 農畜産物の生産・販売、または農業振興を目的とする組合員組織の構成員のうち正組合員で功績が顕著な者

6. 実践的能力者について

農協法第30条第12項において「農畜産物の販売その他の当該農業協同組合が行なう事業又は、法人の経営に関し実践的な能力を有する者」とされていますが、実践的能力者に該当するか否かについては、組合が判断するとされています。以上のことから当組合では、次のような者を実践的能力者の要件とします。

- 組合で主に経済事業関係の役員・管理職にある者又はその経験者
- 組合で主に経済事業以外の事業関係の役員・管理職にある者又はその経験者
- 他の組合で主に経済事業関係の役員・管理職にある者又はその経験者
- 他の組合で主に経済事業以外の事業関係の役員・管理職にある者又はその経験者
- 会社その他の法人で経済事業関係の業務に従事する役員・管理職にある者又はその経験者
- 会社その他の法人の役員・管理職にある者又はその経験者
- その他、上記に準ずる経歴又は経験を有すると判断できる者

7. 役員選任制について

平成28年4月1日に施行された農協法で理事の構成要件が新たに規定されました。

選挙制を採用した場合、役員候補者が農協法に則した者で構成されるとは限りません。その場合、農協法に適さない理事体制となることが考えられます。

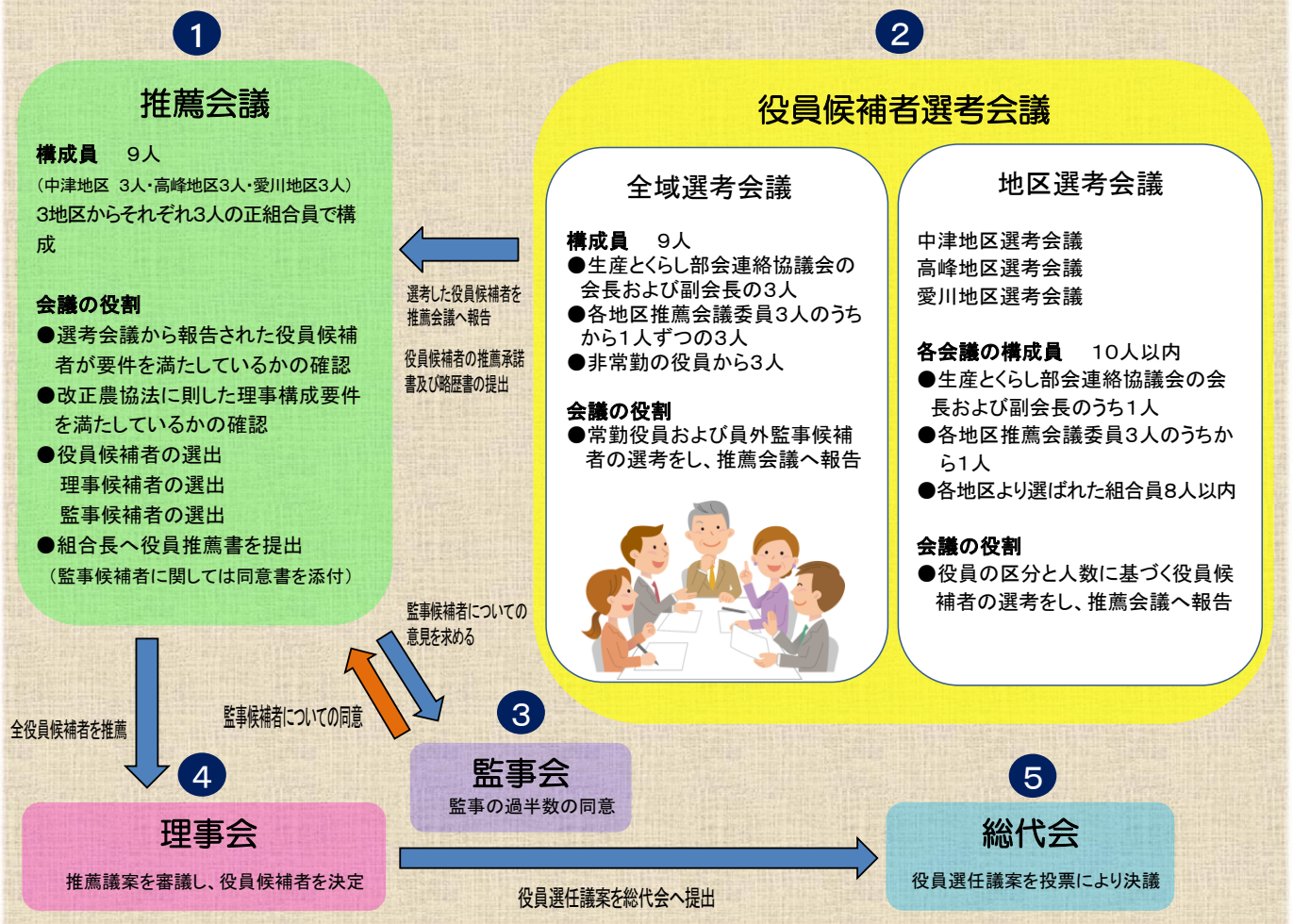
選任制を採用した場合は、あらかじめ要件を満たした役員候補者を総代会へ提案することができます。

また、選任にあたっては、推薦会議、役員候補者選考会議の設置により選出方法に透明性を確保していますので、当組合は、引き続き選任制を採用してまいります。

役員選任手続きフロー図

J A 県央愛川では、役員の任期満了に伴う役員選任を第40期（令和3年度）通常総代会（令和4年5月開催予定）において実施します。

役員候補者を推薦するにあたり、従来からある推薦会議に加え、幅広く公正的でより公平な選出をするために役員候補者選考会議（全域・地区）を平成30年から設置しています。



役員選任までのスケジュール

定款附属書役員選任規程及び役員選任規程細則に基づき、次の日程で役員選任の手続きを進めてまいります。

実施時期	会議名	実施内容
令和3年 9月	理事会	推薦委員の報告
令和3年10月	推薦会議	全域および各地区ごとの役員候補者選考会議委員の選出
令和3年10月～11月	組合員会議（区域ごと）	各地区の役員候補者選考会議委員を地区内の組合員から選出
令和3年11月～	役員候補者選考会議	全域および各地区において役員候補者を選出
令和4年 2月		選出した役員候補者を推薦会議へ報告
令和4年 2月	推薦会議	選考会議で選考された役員候補者の推薦
令和4年 3月	理事会	役員候補者の決定
令和4年 5月	通常総代会	役員選任を附議